

生駒市規則第 19 号

生駒市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 6 月 27 日

生駒市長 山下 真

生駒市行政組織規則の一部を改正する規則

生駒市行政組織規則（平成 6 年 7 月生駒市規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「都市計画課 計画係」を「都市計画課 調整係 計画係」に、「公園管理課 公園管理係 域整備課 北部開発係 再開発係」を「公園管理課 公園管理係」に改める。

第 11 条市民係の項に次の 1 号を加える。

- (15) 窓口専用端末機による申請に基づく所得・課税（非課税）証明書の作成及び交付に関する事。

第 34 条管理係の項第 1 号中「公営住宅」を「公営住宅等」に改める。

第 36 条を次のように改める。

第 36 条 都市計画課が分掌する事務は、次のとおりとする。

調整係

- (1) 都市計画審議会に関する事。
- (2) 国土利用計画法による副申及び具申に関する事。
- (3) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）に関する事。
- (4) 都市計画図の作成及び販売に関する事。
- (5) 奈良生駒高速鉄道株式会社との連絡調整に関する事。
- (6) リニア中央新幹線に係る調査及び研究に関する事。

- (7) 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学との連絡調整に関すること。
- (8) 関西文化学術研究都市の立地施設等との連携に関すること。
- (9) 部及び課の庶務に関すること。

#### 計画係

- (1) 都市計画の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 都市計画法による区域区分、地域地区等土地利用に係る都市計画の決定に関すること。
- (3) 地区計画に関すること。
- (4) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）に関すること。
- (5) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業に関すること。
- (6) 土地利用に係る都市計画の証明に関すること。
- (7) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業に関すること。
- (8) 関西文化学術研究都市高山地区に関すること。

第40条を削り、第39条の2を第40条とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。

（生駒市会計規則の一部改正）

- 2 生駒市会計規則（昭和48年3月生駒市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1地域整備課長の部を削る。